

せとうちブランド登録商品応募要項

2024年4月

一般社団法人せとうち観光推進機構

(目的)

第1条 本要項は、せとうちエリア特有の「自然（島や内海）」、「食」、「歴史」といった資産をもとに、創意工夫によって開発され、一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「推進機構」という。）が掲げるブランドコンセプトを体現するような商品などを「せとうちブランド登録商品」として登録し、「せとうち」のブランド価値を向上させ、広く国内外に認知が広まることを目的とする。

(登録対象)

第2条 「せとうちブランド登録商品」の登録対象は、次の各号に関連する商品（食料品・化粧品・民芸品）とする。ただし、一次産品（生鮮食品）・医薬品・医薬部外品・健康食品などは、登録の対象としない。

- (1) 自然（景観、内海、島、気候、地形、温泉、海岸など）
- (2) 食（農産物、畜産物、魚介類、柑橘類、果物、酒、郷土料理、食べ方、米穀加工品、麺類、野菜・果物等加工品、調味料、菓子、飲料など）
- (3) 歴史（遺産、名所、歴史的建造物、歴史的人物、歴史的モニュメントなど）
- (4) 文化（風俗慣習、民俗芸能、伝統技術、行事、祭事など）

(登録基準)

第3条 「せとうちブランド登録商品」に登録する商品は、次に掲げるブランドコンセプト及びサブブランドの趣旨に合致するものであって、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものであることとする。

【せとうちの目指すブランドコンセプト】

A U T H E N T I C J A P A N : SETOUCHI

ありのままの日本の魅力はここにある : せとうち

【サブブランド】

穏やかな海と島々・里山が織りなす原風景が癒しと安らぎを与えてくれる場所
海上交通で栄えた歴史・文化・芸術・産業とともに営まれてきた人々の暮らし
潮流の恵みである海の幸や温暖な気候に育まれた柑橘類等の食文化と地域産品

- (1) 「せとうち」の自然や食、歴史文化を表すせとうちらしい商品であること。
- (2) 創意工夫が見られ、人々への新しい提案や革新性があること。
- (3) 信頼性・品質が確保されるものであること。

ア せとうちエリア（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の資産(材料など)をもとに開発された裏付けがあること。ただし、民芸品などの場合は、せとうちの自然、歴史文化を受け継ぎせとうちらしさが明確にわかる事や歴史的背景をもとに伝統的加工技術等を継承し、独自性のある商品を生み出している事が明確であるときは、この限りでない。

イ 高い信頼性を持った商品であること。

ウ 質の高さを維持、向上するための取組や裏付けがあること。

(4) 市場性を有するものであること。

ア 消費者ニーズに合致しており、市場性が高いこと。

イ セとうちブランドの知名度、イメージアップへの貢献が期待できること。

(登録対象外商品)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる場合は、登録の対象としない。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。

(3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。

(5) 推進機構及びセとうちブランドをおとしめると認められるとき。

(登録申請の手続)

第5条 「セとうちブランド登録商品」の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、推進機構が別に定める期間内に、様式第1号から様式第4号までによる登録申請書を提出しなければならない

2 申請者は、別規約に定める「セとうちDMOメンバーズ」(以下「DMOメンバーズ」という。)に登録している者でなければならない。ただし、登録申請書と併せてDMOメンバーズに申請することは可能とする。

(登録審査及び通知)

第6条 推進機構は、前条の登録申請があったときは、その申請に係る商品などが、登録基準を満たしているか審査する。

2 推進機構は、審査の結果、申請された商品などを「セとうちブランド」として登録すると判断した場合は、登録通知書を交付する。

3 推進機構は、審査の結果、「セとうちブランド」として登録しないと判断した場合は、その旨を文書で通知する。

(登録期間及び再申請)

第7条 「セとうちブランド登録商品」の登録期間は、登録日から3年を経過する日までとする。

2 「セとうちブランド登録商品」の再登録を希望する者は、推進機構が別に定める期間内に、様式第5号から様式第6号までによる登録再申請書及び「セとうちブランド商品

登録に係わる誓約書」を提出しなければならない

3 前項に加えて、登録内容に変更がある場合は様式第7号を提出しなければならない。

(誓約書)

第8条 「せとうちブランド登録商品」の登録を受けた者は、「せとうちブランド商品登録に係わる誓約書」を推進機構が指定する期日までに提出しなければならない。

(登録後の公表及び表示)

第9条 推進機構は、推進機構公式サイトへ申請書の内容にもとづいて商品情報を掲載する。

(ブランドマークの使用)

第10条 「せとうちブランド登録商品」の登録を受けた者は、登録した商品について「せとうちブランド」の名称及びブランドマークを使用することができる。

2 ブランドマークの使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 推進機構が定めた形、色等の規格など別に定める使用ルールに沿って正しく使用すること。
- (2) ブランドマークについて商標登録出願を行うことはできない。

(登録の取り消し)

第11条 推進機構は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 虚偽の申請により、登録を受けたとき。
- (3) ブランドマークの使用ルールを遵守していないと認められたとき。
- (4) その他、せとうちブランド商品の登録に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(登録変更及び終了)

第12条 登録内容に変更が生じた場合は、様式第7号を推進機構に提出しなければならない。

2 「せとうちブランド登録商品」の登録を受けた者は、登録商品の販売を終了する場合は様式第8号を推進機構に提出しなければならない。

附 則

1 この要項は、2024年7月1日から施行する。

2 この要項の施行の際に、現に「瀬戸内ブランド登録商品」の登録を受けている者についても同様に2024年7月1日より適用とする。